

環境団体が財務省・JBICに緊急要請書提出  
パリ協定に矛盾し、かつ旧態依然とした低効率技術での  
ベトナムへの石炭火力発電支援は許されない

気候変動を止めるため、気温上昇を産業革命期以降から1.5度/2度未満に抑えることを明記したパリ協定が2015年に成立し、世界は脱炭素、とくに石炭火力からの撤退を加速させています。にもかかわらず、日本は公的資金を使い、いまだ石炭火力輸出を積極的に進めています。パリ協定の目標達成のためには、新規の石炭火力発電所の建設は許されません。あまつさえ、国際協力銀行（JBIC）は現在、「超臨界圧」という効率の劣る技術を利用予定のギソン2石炭火力発電所事業（ベトナム中部での600MWの超臨界圧2基の建設。丸紅と韓国電力公社が5割ずつ出資）に対する融資を検討中です。

本日、下記環境団体は連名で、財務大臣及びJBIC総裁に対し「**国際協力銀行はベトナム・ギソン2石炭火力発電所への融資申請を拒否すべき**」とする緊急要請書を提出しました。少なくとも日本政府は「世界最新鋭である超々臨界圧以上の発電設備について導入を支援する」との方針を示しています<sup>1</sup>。もちろん、気候変動の原因である人為的な温室効果ガスの排出は、一部の先進国や途上国に大きな責任があり、日本は率先して温室効果ガスを削減する義務があり、高効率（超々臨界圧以上）であっても支援すべきではありません。しかしながら、本事業にJBICが融資すれば、超臨界圧の技術を利用予定であるため、日本政府の方針にすら反することになります。

詳しくは、添付の緊急声明をご覧ください。

要請書連名団体：

FoE Japan  
「環境・持続社会」研究センター（JACES）  
気候ネットワーク  
350.org Japan  
メコン・ウォッチ

連絡先：

連絡先：国際環境 NGO FoE Japan  
〒173-0037 東京都板橋区小茂根 1-21-9  
tel: 03-6909-5983  
fax: 03-6909-5986  
担当：深草

<sup>1</sup> 中川環境大臣記者会見録、2018年1月30日、<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h30/0130.html>